

日本の運転免許証

①返還 ②一時返還

申請書

年 月 日

在ルーマニア日本国大使館

申請者氏名	
所属先(ある場合)	
ルーマニアの住所	
電話番号	

私は、下記の注意事項を遵守し、
①本帰国・第三国への転出
②一時帰国
のため

日本の運転免許証の返還を申請します。

①本帰国・第三国への転出予定日	年 月 日
②一時帰国の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

注意事項 ①本帰国・第三国への転出の場合：ルーマニアの法律に違反するので、ルーマニアの運転免許証と日本の運転免許証をルーマニア国内で同時に携帯しない。転出予定日までに運転する必要がある場合はルーマニアの運転免許証のみを携帯する。
第三国への転出時には転出先国において日本の運転免許証を含む2種類の運転免許証所持が同国の国内法令違反又は慣習の想定外に当たる場合も考えられるため、返還された日本の運転免許証を転出先国国内法令に従い名義人個人の責任で取り扱う。

②一時帰国の場合：ルーマニアに戻り次第、速やかに日本の運転免許証を在ルーマニア日本国大使館に返還する。
返却方法：本人または代理人の出頭による返還、郵送による返還(書留推奨)。

署名：

大使館使用欄

返還実施日：

回収実施日：